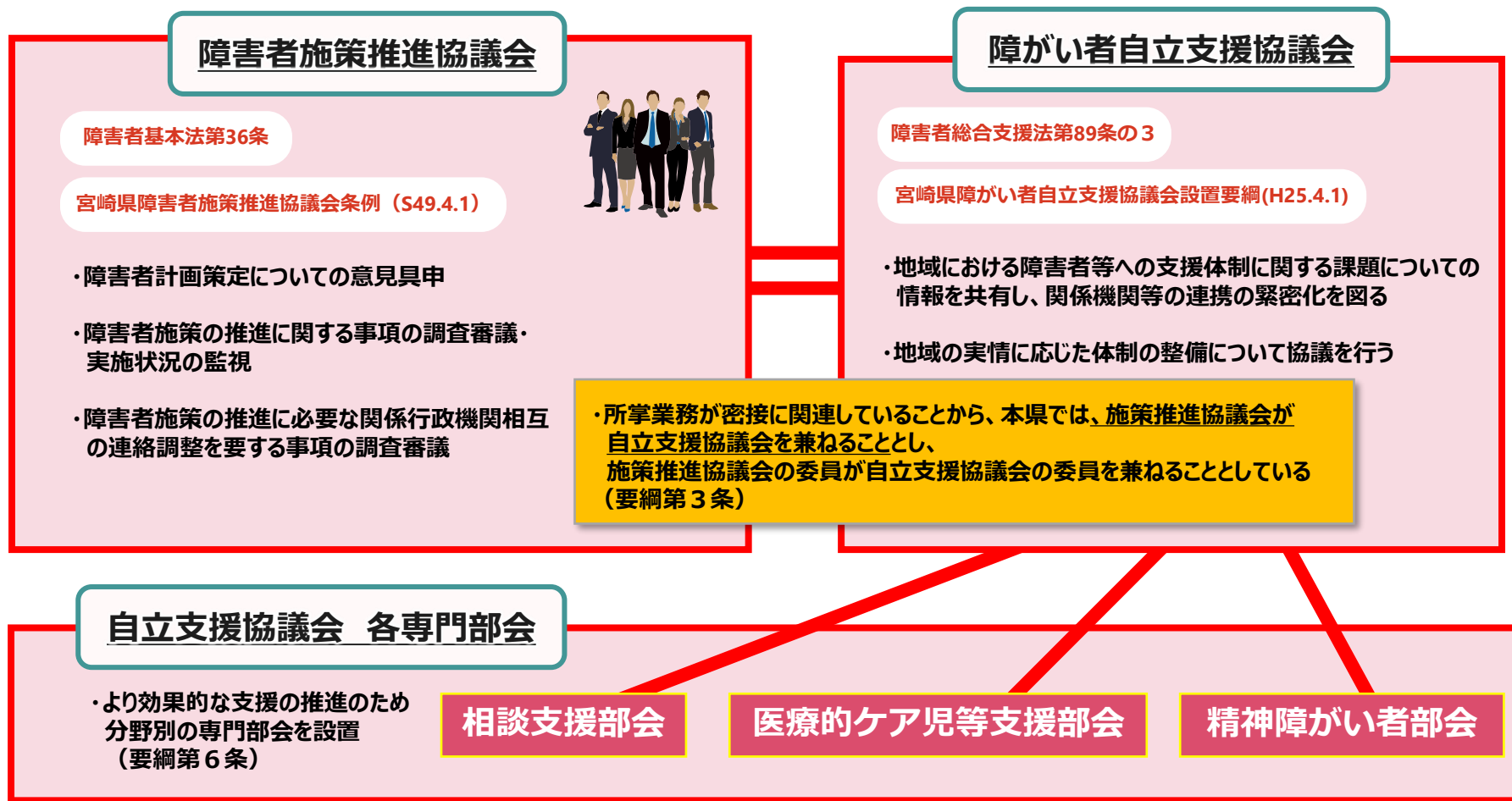


宮崎県障害者施策推進協議会・障がい者自立支援協議会（各専門部会）の関係図



宮崎県障がい者自立支援協議会 各専門部会の概要

(宮崎県障がい福祉課)

障がい者・就労支援担当

部会名称	相談支援部会
------	--------

設置目的	本県の相談支援体制について専門的に審議することを目的とする。
------	--------------------------------

所管事項	相談支援に関する以下の事項 ・各地域自立支援協議会から報告された地域の課題の協議 ・県全体で取り組むべき課題の検討 ・県障がい福祉計画数値目標（施設入所者の地域生活移行など） 実現のための方策その他社会資源開発の検討 ・相談支援従事者研修等各種研修事業の見直し
------	---

委員数	12 名 ※別添名簿のとおり（R6.12.23現在）
-----	----------------------------

令和6年度 開催状況	日 時： 令和7年2月19日 10:00～12:00 議 事： ・「宮崎県相談支援専門員人材育成ビジョン（令和6年4月策定）」の振り返りについて ・市町村自立支援協議会との連携、市町村の相談支援体制についてのバックアップについて ・本県以外で法定研修（オンライン研修）を受講した者の対応について
---------------	--

今後の 課題・取組等	市町村自立支援協議会の活性化並びに令和8年度までの地域生活支援拠点等及び基幹相談支援センターの全市町村（全圏域）での設置を目指し、令和7年度においては、相談支援体制アドバイザー派遣事業を強化し、従来の要請派遣型に加えてプッシュ型を実施し、要請が無くとも派遣が必要と判断された市町村等に対してアドバイザーの派遣を行う。 また、県南県西ブロックにおいて、相談支援体制に関する研修会を実施する。
---------------	---

宮崎県障がい者自立支援協議会相談支援部会構成員等名簿
(令和6年12月23日現在)

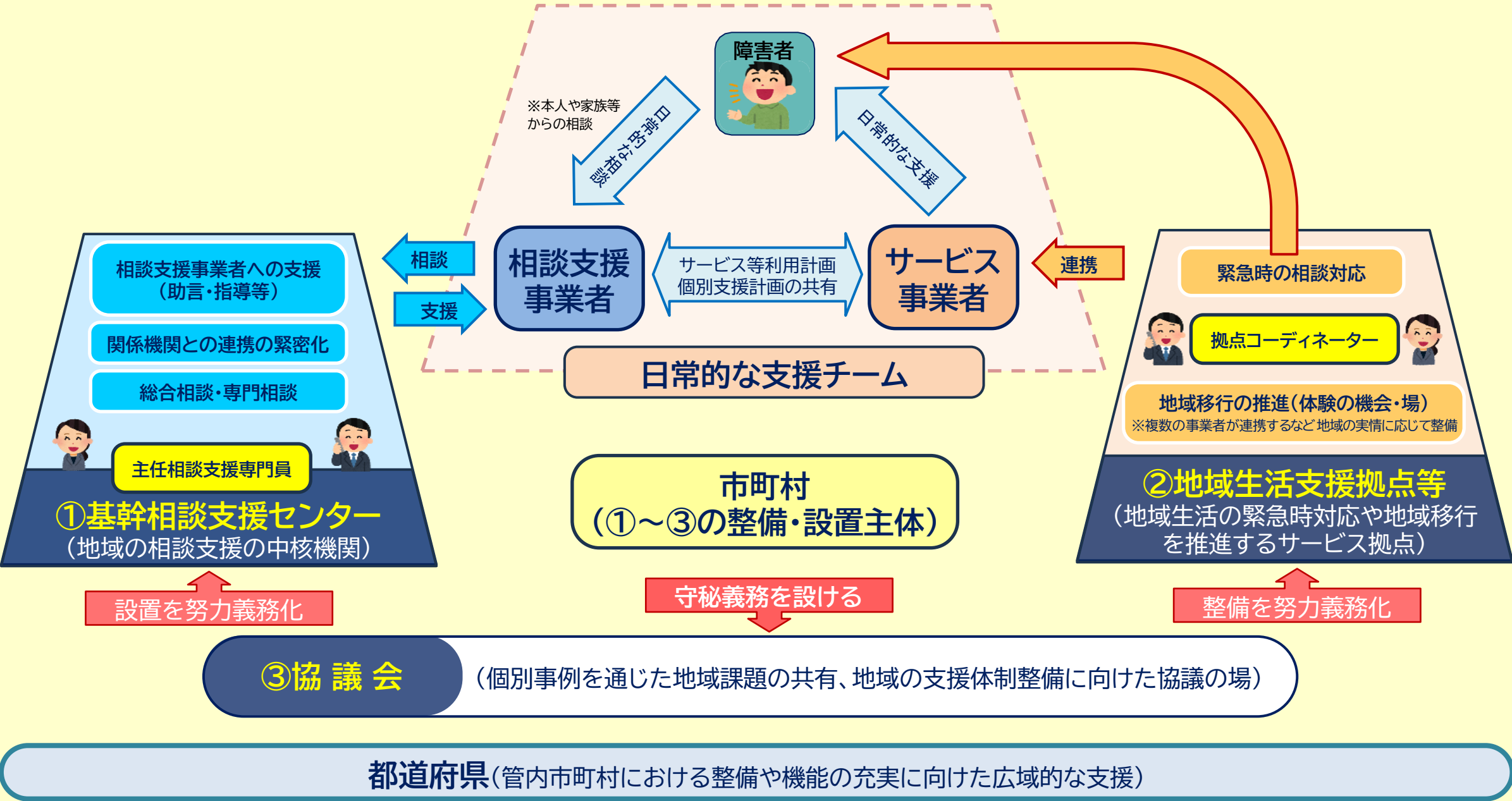
(構成員)

大田	泰弘	相談支援事業所 CONNECT
下茂	保宏	西都市障害者（児）基幹相談支援センター
白尾	清美	都城市障がい者（児）基幹相談支援センター
竹原	祐二	高鍋町障がい者（児）等基幹相談支援センター
田畑	寿明	西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター
徳弘	雄一郎	地域活動支援センター和み
久光	博之	日向市・東臼杵郡障がい児者基幹相談支援センター
廣池	加代子	延岡市北部地域基幹相談支援センター
米良	智子	みやこのじょう総合相談支援センター糸
山口	麻衣子	地域生活支援センターすみよし
山田	良樹	宮崎市障がい者総合サポートセンター
山元	博之	三股町障害者基幹相談支援センター

(敬称略 五十音順)

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ

精神保健医療福祉の今後の施策推進に関する検討会 資料から抜粋
※令和7年6月9日（厚生労働省）



宮崎県障がい者自立支援協議会 各専門部会の概要

(宮崎県障がい福祉課)

障がい児支援担当

部会名称	医療的ケア児等支援部会
------	-------------

設置目的	医療的ケア児等の支援体制を充実し、よりよい地域生活の実現を図る。
------	----------------------------------

所管事項	・小児在宅医療の推進に関すること ・医療的ケア児等の支援に関わる医療・保健・福祉・教育分野の連携に関すること ・その他必要な事項
------	--

委員数	12名 ※別添名簿のとおり (R7.10.1現在)
-----	---------------------------

令和6年度 開催状況	日 時： 令和7年2月13日 19:00～20:00 議 事： ・人体シミュレーションを用いた小児在宅医療実技講習会の報告及び次年度に向けての課題や対応 ・宮崎県障がい福祉課及び医療的ケア児支援センターからの報告 ・各市町村の取組状況
---------------	---

今後の 課題・取組等	・県内の医療的ケア児者のより詳細な調査を行い、実態に即した支援やサービスの検討 ・医療的ケアに従事する看護師等の育成・確保のため、ニーズに適した実践的な研修の充実
---------------	---

医療的ケア児等支援部会構成員

部門	所属	氏名（敬称略）
医療	宮崎県医師会	高村 一志
		吉見 雅博
		高木 純一
		牛谷 義秀
		弓削 昭彦
	まっおか小児科・いけだ小児神経内科	池田 俊郎
	宮崎大学医学部小児科	木許 恭宏
	県立宮崎病院小児科	中谷 圭吾
		石井 茂樹
	はながしま診療所	澤田 一美
看護	訪問看護ステーション希星	松下 理絵
障がい福祉	そうだんサポートセンターおおぞら	串間 保昭

※議題に応じて、保健・保育・教育部門や宮崎市などに出席を依頼する。

宮崎県障がい者自立支援協議会 各専門部会の概要

(宮崎県障がい福祉課)

精神保健担当

部会名称	精神障がい者部会
設置目的	精神障がい者の支援体制を充実し、よりよい地域生活の実現を図るため、精神障がい者部会を設置
所管事項	・精神障がい者の支援に関わる医療・保健分野と福祉分野のそれぞれの役割と連携に関すること ・地域移行支援に関すること ・県障がい福祉計画に関すること（精神障がい者に関わることに限る）
委員数	12名 ※別添名簿のとおり（R7.10.1現在）
令和6年度 開催状況	日 時： 令和7年3月27日 10:30～12:00 議 事： ・精神障がい者の地域移行支援に係る県の状況について ・入院者訪問支援事業について ・宮崎県精神科救急医療システムの拡充について
今後の 課題・取組等	・入院者訪問支援事業の実施に向けた関係機関への理解促進及び予算確保を含む事業実施体制の構築 ・県の8保健所に設置している精神障がい者地域移行支援協議会で検討された課題や取組を共有し、県下全域における課題整理や施策の検討

令和7年度 宮崎県障がい者自立支援協議会精神障がい者部会出席者名簿

所属	職名	氏名	備考
宮崎県立看護大学	教 授	川村 道子	
宮崎県精神科病院協会	副 会 長	鮫島 哲郎	
宮崎県障がい者相談支援 事業連絡協議会	事 務 局 長	山口 麻衣子	
宮崎県社会就労センター 協 議 会	会 長	田中 聡司	
宮崎県精神保健福祉士協会	代 表 理 事	押川 奉史	
日本精神科看護協会 宮 崎 県 支 部	支 部 長	房野 賢一	
宮崎県作業療法士会	会 長	津輪元 修一	
宮崎県精神福祉連合会	理 事 長	桒畑 貴志	
宮 崎 市 保 健 所	健 康 支 援 課 長	福元 淳一	
高 鍋 町 福 祉 課	地 域 福 祉 係 長	兵藤 衣重	
宮 崎 県 保 健 所 長 会	会 長	古家 隆	
宮 崎 県 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所 長	直野 慶子	

宮崎県障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、宮崎県障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 圏域ごとの相談支援体制の状況の把握・評価、整備方策に関すること
- (2) 相談支援従事者の研修のあり方及び人材育成に関すること
- (3) 専門的分野における支援方策や普及に関すること
- (4) 県障害福祉計画の作成・具体化に関すること
- (5) 権利擁護に関すること
- (6) その他会長が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会の委員は、宮崎県障害者施策推進協議会（以下「施策推進協」という。）の委員をもって充てる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、施策推進協の会長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 協議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する構成員及び運営に関することは、会長が別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。